⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. February 14, 2013

⑸　Time-limit for the submission of tenders : 10 : 00 A.M. March 22, 2013 (Tenders delivered by mail : 5 : 00 P.M. March 21, 2013)

⑹　Contact point for the notice : Mikio Oyama, Director, Accounting Division, National Hospital Organization Tochigi Hospital, 1―10―37 Nakatomatsuri Utsunomiya-shi, Tochigi-ken 320―8580, Japan. TEL 028―622―5241 ext. 3230

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

平成25・26・27年度において独立行政法人国際交流基金（本部、日本語国際センター及び関西国際センター）の契約に係る競争参加者資格を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成25年1月29日

独立行政法人国際交流基金

契約担当職　理事　田口　栄治

◎調達機関番号　573　◎所在地番号　13

1　申請できる契約の種類

⑴　物品の製造、物品の販売、役務の提供等（測量・建設コンサルタント等を含む（注１））及び物品の買受け等にかかるもの

⑵　総合建設工事及び総合建設工事以外の工事に係るもの

2　対象事業所

⑴　〒160―0004 東京都新宿区四谷４－４－１
独立行政法人国際交流基金　本部
（※申請受付は本部のみで行います。）

⑵　〒330―0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和５－６－36
同　日本語国際センター

⑶　〒598―0093 大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北３番地14
同　関西国際センター

3　申請の時期　平成25年２月15日から平成25年２月25日（平成25年２月25日消印有効）

なお、申請者が他の時期に申請を希望する場合は、この限りではない。

4　申請書の入手方法　当基金所定の「競争参加資格登録申請書」（以下「申請書等」という。）は、原則として当基金ウェブサイトにアクセスして申請書を出力して使用すること。

5　申請書の提出方法　競争参加資格申請は、次の⑴及び⑵の申請書等の関係書類を当基金本部会計課に原則として本社が提出すること。提出は原則として郵送（書留郵便又は配達記録郵便）とする。ただし持参する場合の受付時間は10時から17時（12時30分から13時30分を除く。）とする。

⑴　物品の製造、物品の販売、役務の提供（測量・建設コンサルタント等を含む（注１））及び物品の買受け等の申請に係るもの

ア　競争参加資格登録申請書

イ　全省庁統一資格における「資格審査結果通知書」の写し（注２）

ウ　営業経歴書

エ　登記事項全部証明書（法人の場合）または身元証明書（個人の場合）（いずれも写しによる代用可）

オ　財務諸表（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）

カ　納税証明書その３（消費税および法人税もしくは所得税につき未納の税額がないことを証明したものであること。個人の場合はその３の２、法人の場合はその３の３。発行日から３カ月以内のもの。写しによる代用可）

キ　返信用封筒（80円切手を貼付し送付先を明記のこと。）

（注１）　測量・建設コンサルタント等の分野については全省庁統一資格審査の「役務の提供等の３調査・研究」に登録の上申請すること。

（注２）　イについては、申請時に「資格審査結果通知書」を未入手の場合、同通知書を入手後、その写しを別途３月26日までに本部会計課まで郵送すること。

⑵　総合建設工事及び総合建設工事以外の工事に係るもの

ア　競争参加資格登録申請書

イ　経営事項審査結果通知書の写し

ウ　工事経歴書

エ　営業所一覧表

オ　建設共同企業体協定書の写し（同企業体として申請する場合）

カ　納税証明書その３の３（消費税および法人税につき未納の税額がないことを証明したものであること。発行日から３カ月以内のもの。写しによる代用可）

キ　返信用封筒（80円切手を貼付し送付先を明記のこと。）

6　申請書等の作成に用いる言語

⑴　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

⑵　添付書類のうち、金額欄の数値が外国通貨で記載されている場合については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、その数値を付記すること。

7　競争に参加することができない者

⑴　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結に関し必要な同意を得ている者については、この限りではない。

⑵　次の各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年を経過していない者

ア　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ　落札者が契約を結ぶこと、又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなく契約を履行しなかった者

⑶　契約の履行に当たり⑵に該当する者を代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

8　競争参加者の資格及びその審査

⑴　資格等級　資格の等級を付与された申請者が「競争参加者資格審査事務等の取扱いについて」（以下「資格審査取扱」という。）第２の等級表の予定価格の欄に該当する競争に参加するためには、原則として資格審査取扱において同表の当該相当の欄に示す等級に格付けされることを要するものとする。

⑵　資格審査

ア　物品の製造、物品の販売、役務の提供等及び物品の買受けについて資格を有する者の等級は、全省庁統一資格の審査により格付けされた等級に決定するものとする。

イ　総合建設工事及び総合建設工事以外の工事について資格を有する者の等級は、資格審査取扱第７及び第８に掲げる資格審査項目ごとに審査し、資格審査取扱第２の規定に基づき各等級（総合建設工事にあってはA、B、C、D及びE、その他の工事にあってはA、B及びC）の等級に格付するものとする。

9　申請者への資格審査結果の通知　上記５の提出書類に不備がある場合を除き、申請した者には文書で登録番号及び等級を通知（郵送）する。

10　資格の有効期間　競争参加資格の有効期間は平成25年４月１日から平成28年３月31日までとする。なお、上記３のなお書きにより随時申請した場合は資格決定の日から平成28年３月31日までとする。

別記　申請に関する照会先

〒160―0004 東京都新宿区四谷４－４－１
独立行政法人国際交流基金　本部
経理部会計課（03―5369―6056）

なお、申請要領は当基金上ウェブサイト（http://www.jpf.go.jp/）においても掲載中。

競争参加者の資格に関する公示

独立行政法人水産総合研究センターにおける、平成25・26・27年度物品の製造・物品の販売・役務の提供等及び物品の買受け（以下「物品の製造等」という。）及び平成25・26年度建設工事及び測量・建設コンサルタント等（以下「建設工事等」という。）に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

また、各省各庁における平成25・26・27年度物品の製造等、及び農林水産省大臣官房経理課における平成25・26年度建設工事等の競争契約の参加資格を有する者については、独立行政法人水産総合研究センターの競争入札にも参加できるため、本公示に基づく申請の必要はありません。

平成25年1月29日

独立行政法人水産総合研究センター

理事長　松里　壽彦